

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「臨床栄養代謝専門療法士」2020年度暫定認定申請に関する公告

日本臨床栄養代謝学会 暫定臨床栄養代謝専門療法士 認定規程に基づき、本学会認定資格「臨床栄養代謝専門療法士」暫定認定申請を下記要綱にて施行します。

記

申請期間：

- ・WEB 事前登録受付：2020年8月3日 14:00～2020年8月31日 18:00
 - ・書類送付締切：2020年8月31日（消印有効）
- ※締め切りを過ぎた申請書類は受理いたしません。

暫定認定申請条件：

- 1) NST 専門療法士取得後、5年以上経過しており、1回以上の資格更新をされていること。
※マイページへログインしていただき、ご自身のNST 専門療法士の資格状況（有効であるか）をご確認ください。
※ただし、来年度以降の暫定認定申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により NST 専門療法士の認定期間が一律1年延長されましたので、NST 専門療法士の1回目の更新と、臨床栄養代謝専門療法士の暫定認定申請の同時申請が可能となります。
- 2) NST 専門療法士取得後、認定申請時まで本学会学術集会において希望取得領域に関する発表（筆頭演者に限る）を1回以上していること。
- 3) 申請時点で年会費を完納していること。

申請書類：

学会ウェブサイトから WEB 事前登録を済ませて申請書類をダウンロードしてください。WEB 事前登録には当年度会費の完納が必要です。入金確認には10日程要しますので計画的なお手続きをお願いいたします。

- ・暫定臨床栄養代謝専門療法士認定申請書（2020年8月3日 14:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
 - ・「暫定臨床栄養代謝専門療法士」申請者履歴書（2020年8月3日 14:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
 - ・資格有効期限内の NST 専門療法士認定証（写）※1
 - ・希望取得領域における本学会学術集会の筆頭演者の発表証明が可能なプログラムと抄録※2・※3
- ※1 新規認定時の認定証ではありません。更新認定された際の認定証となります。
- ※2 本学会学術集会のプログラムは J-STAGE から取得可能です。
- ※3 第35回日本臨床栄養代謝学会学術集会抄録（PDF版抄録の閲覧にはパスワードが必要です。会員のみなさまにお送りしているプログラム集の P.16 をご参照下さい。）

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-1 昭美京橋第二ビル 5 階

TEL：03-6263-2580 FAX：03-6263-2581

申請に当たっては、「暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定・資格制度委員会にて認定審査を行います。その後、2021年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明証を送付いたします。認定証は認定料（5,000円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会

暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請について

前記のとおり暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請を実地いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備の無いよう申請をお願いいたします。

■認定の対象および認定申請の要件（暫定臨床栄養代謝専門療法士 認定規程 第2条）

第2条

本認定資格制度の認定は、以下の疾患・領域からの構成とし、各疾患・領域毎の認定として1領域のみの申請とする。ただし、申請により領域の変更は可能。取得領域については、暫定認定が外れた以降も同様の領域で更新取得するものとする。

- 1) がん専門療法士
- 2) 肺疾患専門療法士
- 3) 肝疾患専門療法士
- 4) 腎疾患専門療法士
- 5) リハビリテーション専門療法士
- 6) 在宅専門療法士
- 7) 小児領域専門療法士
- 8) 摂食嚥下専門療法士
- 9) 周術期・救急集中治療専門療法士

■書類送付に関する注意

1. 提出書類については、審査、確認を行い、疑義があるものや内容が不十分なものについては再提出が必要となります。
2. 申請期限を厳守してください。締め切りを過ぎたものについては受理いたしません。また、提出された書類については返却いたしませんので、ご注意ください。
3. A4版封筒に申請書類を入れ、「暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請書類 在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。簡易書留等の控えは書類受理通知が到着するまで各自保管してください。なお、簡易書留等によらない郵便事故については、一切救済いたしません。
4. 申請書類は一人封筒一通でご送付してください。同一施設から複数の申請であっても、同じ封筒にまとめて送付しないようにしてください。このことによる申請上の事故に対して、事務局では責任を負いません。